

福島市道ネーミングライツ・パートナー募集要項

福島市（以下市という）では、市民の安全安心を支える道路施設の維持管理財源を確保するとともに、企業の地域貢献の対象としてご活用いただくため、福島市道に愛称を命名する権利を取得するネーミングライツ・パートナー（以下パートナーという）を募集します。

令和7年度においては、次に示す市道が募集対象となります。

1 募集する市道の名称等について

番号	市 道 名	場 所	希望金額 (税抜・年額)	契約年数
①	曽根田・三本木線の 一部 (約1,000m)	福島市宮下町 (国道13号から国道4号までの間)	30万円	5年間

<位置図>



外観1 西側（国道13号）から



外観2 東側（国道4号）から



2 パートナーに対して契約期間中に付与される権利

- （1）道路の愛称を命名する権利
- （2）標示板に愛称を標示する権利

3 募集条件

（1）希望金額

年額30万円（税抜）とします。

（2）契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

（3）愛称標示期間

契約期間と同一としますが、愛称標示の設置及び契約満了による消去のための期間を含みます。

（4）愛称標示等にかかる諸経費の負担等

市で設置した標示板への愛称標示設置時と契約終了時の消去等にかかる費用は全てパートナーの負担とします。（愛称標示により標示板に損傷が生じた場合の復旧費用を含みます。）

標示板は、対象区間の起点、中間点、終点の3カ所に設置されており、各箇所両面の計6面に標示が可能です。それ以外の個所に愛称標示板の設置を希望する場合は、費用は全額パートナー負担（設置・撤去・原状復帰含む）とし、設置の可否については市との協議が必要です。

4 愛称の命名と標示に関する制約等

(1) 愛称に関する制約は次のとおりです。

- ① ご提案いただく愛称は、提案者が権利を有する企業名（企業ロゴを含む）や商品名等を冠した名称を付与することができます。市民や利用者に親しまれ、理解しやすい名称としてください。企業名と商品名の両方を愛称に含めることもできますが、あまりに長すぎる名称はご遠慮ください。　　《愛称例　〇〇〇〇通り　□□□□ストリート　等》

- ② 日本語・英語の併記を必要とします。

<標示板イメージ>



- ③ 原則として、契約期間中の愛称変更はできません。ただし、法人名の変更等、特段の理由が生じた場合には、市と協議の上で変更できるものとします。
- ④ 募集する名称は契約期間中における市道路線の愛称であり、道路法における路線の名称は変更できません。
- ⑤ 社会通念上、公共施設の名前として相応しく無い用語を含めることはできません。
- ⑥ 愛称はパートナー応募の時点でご提案いただきますが、契約締結の条件として用語やデザインの変更を依頼する場合があります。

(2) 愛称の標示に関する制約は次のとおりです。

- ① 標示設置前に道路法第24条の承認を受けていただきます。施工方法によっては、道路交通法第77条の警察署長の許可が必要になる場合があります。

- ② 愛称の標示方法はシール式を原則とします。（シール式以外の標示方法の場合、建築確認申請の手続きが必要になる場合があります。）
- ③ 標示シールの寸法は、標示板のサイズ（幅800mm、高さ240mm）に収まるサイズとします。
- ④ 標示板に標示する愛称名の文字色及び企業ロゴは彩度12までの色を使用して、周辺の景観との調和がとれた配色にしてください。また、蛍光性や反射性の塗料は使用できません。
- ⑤ 道路標識や案内標識と誤認される色の組み合わせや図案の使用は認められません（矢印や進入禁止マーク、濃い青地や濃い緑地に白文字の組み合わせ等）。
- ⑥ 電光式や照明式による標示は認められません。

5 応募方法等

（1）募集期間

令和7年10月22日～令和7年12月9日

（2）応募資格

次の項目のいずれにも該当しない法人が応募できます。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

イ 福島市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者

ウ 公租公課を滞納している者

エ 破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社法による清算の申立てがなされている者

オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者

カ 政治団体又は宗教団体

キ 暴力団（福島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有する者

ク その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

(3) 応募方法

(4) の提出書類を一括で、下記提出先へ直接持参もしくは郵送により応募期間内にご提出ください。これにより知り得た情報は本業務にのみ使用します。なお、提出書類は返却いたしません。

応募に際しては、本市ネーミングライツ導入に関するガイドラインもご確認ください。

【提出先】 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所本庁舎7階 建設部 路政課 建設総務係

(4) 提出書類一覧

- ① ネーミングライツ・パートナー提案書 様式1
- ② 誓約書 様式2
- ③ 役員等名簿 様式3
- ④ 委任状（広告代理店を含む代理人が応募する場合） 様式4
- ⑤ 登記事項証明書（法人登記簿謄本）
- ⑥ 印鑑証明書（法人の代表者印）
- ⑦ 納税証明書（福島市が発行する滞納が無い事の証明）
- ⑧ 役員等の住民票
- ⑨ 企業概要に関する資料（任意様式、既存資料可）

6 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

福島市ネーミングライツ・パートナー選定委員会により、応募者の適格性や愛称等を審査して、パートナー契約の優先交渉権者を選定します。なお、複数の応募者があった場合は次の選定基準により審査し、最も点数の高い応募者を優先交渉権者とします。

【評価基準】 参照 別紙：ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【施設特定型】

- ・評価項目１（配点２０） 愛称案
- ・評価項目２（配点３０） 社会貢献等
- ・評価項目３（配点５０） ネーミングライツ料

（２）結果の通知

選定結果は応募者に文書で通知します。

７ 契約の締結等

（１）契約の締結

①優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者は速やかに契約に必要な協議、調整を行い、ネーミングライツに関する契約を締結します。

②優先交渉権者と契約の締結に必要な協議が整わない場合は、市は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。

（２）契約の解除

パートナーの信用失墜行為等により、市や契約市道のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。その場合における原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとします。

（３）契約満了時の取り扱いと契約の更新

市は、契約期間が満了する７か月前までに当該施設のネーミングライツ継続の可否を現パートナーに通知します。パートナーが契約の更新を希望する場合は、契約終了の半年前までに市の指定する更新申請書を提出し、選定委員会による審査で承認された場合、次回契約についての優先交渉権者として決定されるものとします。詳細は本市の「施設・インフラ用ネーミングライツ導入に関するガイドライン」をご確認ください。

（４）結果の公表

契約パートナー名・愛称・契約金額・契約期間を市ホームページ等で公表します。なお、契約パートナー以外の応募者の情報は公表しません。

8 ネーミングライツ契約後の留意事項

契約後の運用に関する留意事項は次のとおりです。

- (1) 契約料については、年間の契約料を一括で納付していただきます。初年度については、契約期間開始月の月末、翌年度以降については毎年度4月末日までに納付していただく予定です。
- (2) 契約期間内に大規模改修工事等を行うなど、道路の利用が制限される期間が発生した場合の取扱いについては、契約後に市とパートナーが協議することとします。
- (3) 市は、正式名称を使用する必要がある場合を除き、ネーミングライツの導入に伴って付与された愛称を積極的に使用するものとします。ただし、市民、当該施設の利用者等に対し、愛称の使用を義務付けるものではありません。
- (4) 市が道路の名称を使用する際、愛称と正式名称を併記する場合があります。

9 担当部署（問い合わせ先）

(1) お問い合わせ

内容に応じて下記(1)(2)の担当部署まで電子メールにてお問合せください。

その際、質問書(様式5)にご記入のうえ、タイトルを「ネーミングライツに関する質問」として送信してください。

(2) 回答方法

市公式ホームページ内の「ネーミングライツ・パートナーを募集します」のページに掲載することで公表します。

福島市役所 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

(1) 募集市道路線に関すること

建設部 路政課 建設総務係(市役所本庁舎7階)

電話：024-525-3770

E-mail：rosei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(2) ネーミングライツ制度に関すること

財務部 財産マネジメント推進課（市役所本庁舎3階）

電話：024-563-3093

E-mail：zaisan-s@mail.city.fukushima.fukushima.jp

ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【施設特定型】

1 評価項目と配点

No	評価項目	評価のポイント	配点
1	愛称案	①市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか。 ②単なる企業名だけでなく工夫がなされているか。 ③名称が長くないか。	20
2	社会貢献等	①福島市内での実績（内容及び件数等） ②社会貢献に対する考え方 ③法令違反の有無	30
3	ネーミングライツ料	①提案金額の妥当性	適否のみ
		②提案金額	50
合 計			100

2 得点の算出方法

1) 評価項目1及び2 評価項目を次の配点で審査し、各選定委員の合計点数の平均を得点とする。

基準	得点の算出方法
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.5
やや劣る	配点×0.3
劣る	配点×0.1

2) 評価項目3

評価項目を次の基準・配点で審査し、得点とする。

なお、複数の応募があった場合で、市の希望金額以上の提案を行った者がいる場合、市の希望金額に満たない提案を行った者は、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

①提案金額の妥当性

基準	適否
市の希望金額以上である、または、市の希望金額は下回るが妥当な金額である	適
市の希望金額より著しく低い	否

※否の場合、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

②提案金額

配点50点 × (提案金額／年) ／ (応募者中最高提案金額／年)

※小数点第2位を四捨五入

○応募者中、提案金額（年額）が最高額である者を1位とし、配点の満点（50点）を付与

3) 合計得点

①各応募者の全ての評価項目の得点を合算し、最高得点者を優先交渉権者とします。

②最高得点が2者以上の場合は、評価項目3②の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。